

償還（返済）免除までの手続きについて

01

返済免除の要件について

○この貸付金では、下記の要件を満たした場合、債務の返済が免除されます。

【返済免除の要件】

進学者 … ①大学等を卒業した日から1年以内に就職していること。
②通算で5年間、就業を継続していること。

就職者 … 就職から通算で5年間、就業を継続していること。

※なお、就業の雇用形態は問いません。（ただし、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。）

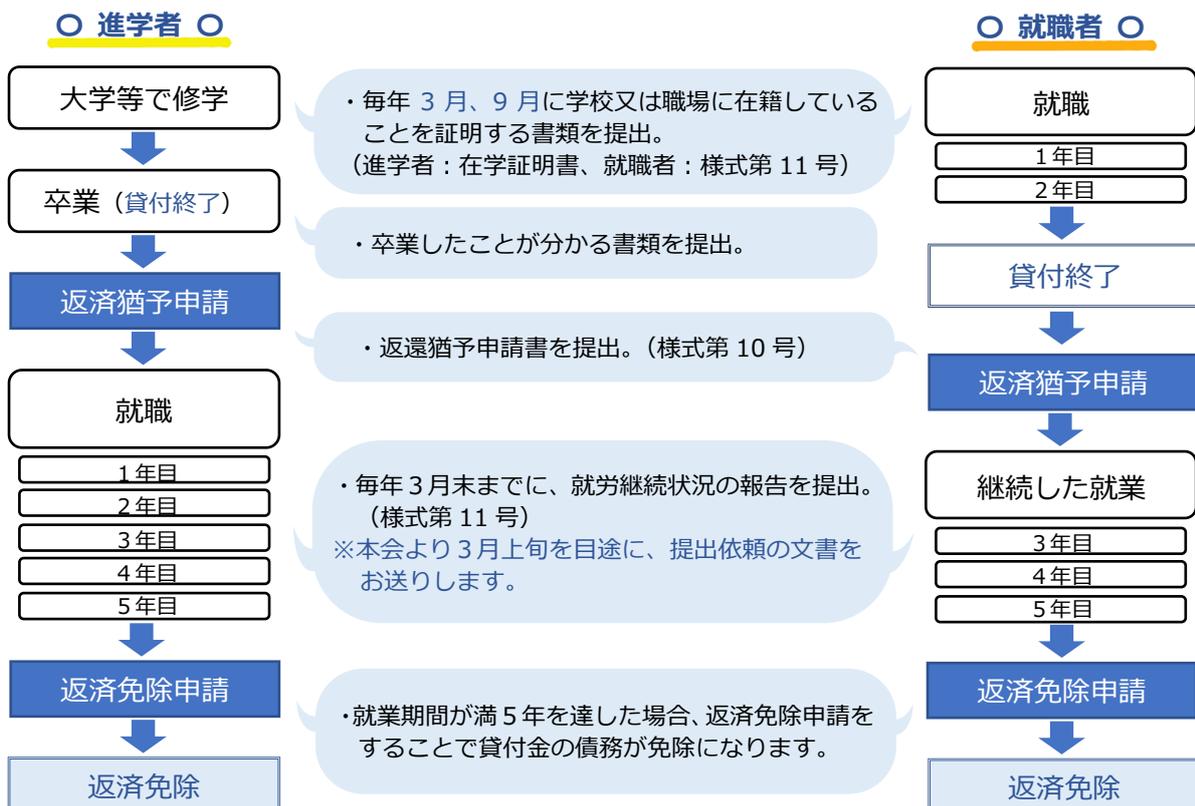
※返済免除には、手続きが必要です。免除の方法は、「04 返済の免除申請について」をご覧ください。

○返済免除までの期間、**毎年3月末までに就労状況の確認書類をご提出**ください。この提出がないと、返済免除が認められない場合があります。

○在学中または就労継続中などの状況により、ご提出いただく書類が異なります。このチラシをよくお読みいただき、それぞれの状況に応じた書類をご提出ください。

02

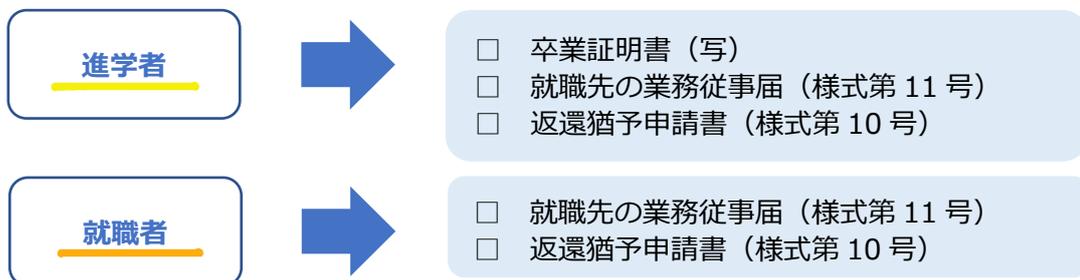
借入れから返済免除までの流れ



03

返済の猶予申請について

貸付期間が終了した後、下記の書類を提出してください。返済の猶予申請をしていないと、返済が始まるので、必ず申請の手続きをお願いします。



《その他、事務局に届け出が必要な事項》

住所・氏名・連絡先が変更したとき	<input type="checkbox"/> 氏名・住所変更届（様式第 12 号） ※新しい氏名、住所の分かる住民票を添付
就学先・就職先が変更したとき	<input type="checkbox"/> 就学先・就業先変更届（様式第 13 号）

※この他、状況に変更が生じた場合は、事務局にご連絡ください。

04

返済の免除申請について

「01 返済免除の要件について」に記載されている要件を満たした場合、申請を行うことで債務の返済が免除されます。下記の書類を事務局に提出してください。

- 返還免除申請書（様式第 8 号）
- 業務従事期間証明書（様式第 9 号）
 ※複数の職場で従事した場合は、職場ごとに証明書の作成が必要です。

05

返済について

下記に該当する場合は、返済が必要となります。

- | |
|--|
| ① 進学者が、大学等を退学したとき。
② 就職者が、就職先を離職し、新たな就職をしないとき。
③ その他、自立支援資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき。 |
|--|

※返済に際してご提出いただく書類がありますので、まずは事務局までお問合わせください。

連絡先（お問合せ・書類の提出及び請求先）

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 児童養護施設退所者等自立支援資金担当
 〒760-0017 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター内
 TEL.087-861-5611（受付時間 平日 8:30～17:00）

ホームページから各種様式がダウンロードできます。

○届け出に必要な様式は、香川県社会福祉協議会のウェブサイトからダウンロードできます。

- ① <http://www.kagawaken-shakyo.or.jp>(香川県社会福祉協議会)のホームページにアクセスしてください。
- ② ページ中段の「03 暮らしの相談」をクリックしてください。
- ③ 「児童養護施設退所者等自立支援資金」のページをご覧のうえ、各種様式をダウンロードしてください。